

別記様式第1号(第四関係)

かわひがし
河東地区活性化計画

ふくしまけんあいづわかまつし
福島県会津若松市

平成27年2月

1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	河東地区活性化計画
都道府県名	福島県
市町村名	会津若松市
地区名(※1)	会津東部地区
計画期間(※2)	平成27年度～平成29年度

<p>目 標 : (※3)</p> <p>本市は、自然環境を守りながら、快適で豊かな生活を目指すことを基本的考えとした第2期環境基本計画(平成26年3月)を策定しており、計画期間の平成35年度までに基本目標を達成するため、個別目標を定め取り組んでいる。主な取組み内容に再生可能エネルギー設備の普及を促進することとし、平成25年4月からはスマートコミュニティ導入促進事業を実施するなど、再生可能エネルギーを導入するだけでなく、災害や雇用など、自立的・継続的に運用できる基盤・仕組みを確立しながら、まちづくりへの活用を推進している。</p> <p>当地区では、農業従事者の減少や高齢化の進行に伴い、農業用施設の維持管理に係る費用の問題を抱えており、既存施設を有効に活用しながら費用軽減を図り、合わせて再生可能エネルギー施設を利用しながら環境への取組み等の学習施設として地域住民、近隣市町村との地域間交流を増進させることで就業の機会や農業従事者の育成など、地域の活性化につなげることを目標としている。</p> <p>具体的な目標として、整備する施設を利用しながら計画期間内に地域住民などの環境学習等の取組みを10回実施することを目指す。また、地球温暖化対策として、自然・資源循環活用施設の整備によって、温室効果ガス排出量を抑制することを目指す。</p>
<p>目標設定の考え方</p> <p>地区の概要:</p> <p>当地区は、市内の北部に位置し、阿賀野川水系日橋川から農業用水を取水する水田を中心として農作物の安定的な供給と農業経営の向上に大きく貢献してきている。取水施設の日橋堰より3路線に別れる幹線水路を利用しながら、会津若松市及び湯川村、喜多方市にまたがって用水供給しており、県営農業用水再編対策事業による幹線水路の改修工事が行なわれ、将来に渡り農業用水を安定的に供給する。</p>
<p>現状と課題</p> <p>当地区では、農業従事者の高齢化が進み、農家の減少による施設管理の負担増大が避けられない状況になっており、農業の継続的な発展と意欲ある担い手の確保が緊急の課題となっている。</p> <p>また、東日本大震災による原子力発電所の事故によって、風評被害を受け農業所得に大きく影響しており、そのことで施設を維持するための管理負担に対する問題も抱えている。これらの状況を踏まえて、既存施設を有効に活用しながら、農業者の負担軽減を図り、就業機会の増加や農業者の育成などを通し、施設機能の保全、農業農村地域の活性化による安心・安全な生活を確保することが課題となっている。</p>
<p>今後の展開方向等(※4)</p> <p>農業用施設を活用した再生可能エネルギー発電により、活性化計画区域内の用排水路等の管理負担の費用節減を図り、合わせて 再生可能エネルギー発電の施設活用による環境活動への取組みに関して学習の機会を創出する。</p> <p>具体的には、会津東部土地改良区の管理する農業用施設を有効に活用し、環境活動への取組みを市民からの研修依頼を受け入れ、農業用施設のもつ多面的機能の啓蒙活動を行なう。また、発電による売電収入については、農業用施設の管理費用に利用することで農業者の負担軽減を図る。</p> <p>計画期間終了後には、研修などによる環境学習への取組みの増加及び地域間の交流人口増加について、達成状況を評価しながら、地域活性化の施策を図る。</p>

【記入要領】

- ※1 「地区名」欄には活性化計画の対象となる地区が複数ある場合には、すべて記入する。
- ※2 「計画期間」欄には、法第5条第2項第4号の規定により、定住等及び地域間交流を促進するために必要な取組の期間として、原則として3年から5年程度の期間を記載する。
- ※3 「目標」欄には、法第5条第3項第1号の規定により、設定した活性化計画の区域において、実現されるべき目標を、原則として定量的な指標を用いて具体的に記載する。
- ※4 「今後の展開方向等」欄には、「現状と課題」欄に記載した内容を、どのような取組で解消していくこととしているのかを、明確に記載する。
また、区域外で実施する必要がある事業がある場合には定住等及び地域間交流の促進にどのように寄与するかも明記する。

2 定住等及び地域間交流を促進するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1) 法第5条第2項第2号に規定する事業(※1)

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)(※2)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニの別(※3)	備考
会津若松市	会津東部	地域資源循環活用施設(51自然・資源活用施設)	会津東部土地改良区	有	ニ	

(2) 法第5条第2項第3号に規定する事業・事務(※4)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考

(3) 関連事業(施行規則第2条第3項)(※5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考

(4) 他の地方公共団体との連携に関する事項(※6)

--

【記入要領】

※1 「法第5条第2項第2号に規定する事業」欄には、定住等及び地域間交流を促進するために必要であつて、かつ、農林水産省所管の事業について記載する。なお、活性化計画の区域外で実施する事業は、備考欄に「区域外で実施」と記載する。

※2 「事業名(事業メニュー名)」欄に記載する事業のうち、交付金を希望する事業にあつては、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領別表1の「事業名」とあわせ、()書きで、「事業メニュー名」を記載すること。

※3 「法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニの別」の欄には、交付金希望の有無にかかわらず、該当するイ・ロ・ハ・ニのいずれかを記載する。

※4 「法第5条第2項第3号に規定する事業・事務」欄には、上段の(1)の表に記載した事業と一体となつて、その効果を増大させるために必要な事業等を記載する。

※5 「関連事業」欄には、施行規則第2条第3号の規定により、上段(1)及び(2)の事業に関連して実施する事業を記載する。

※6 「他の地方公共団体との連携に関する事項」欄には、法第5条第3項第2号の規定により、他の地方公共団体との連携に関する具体的な内容について記載する。

3 活性化計画の区域(※1)

河東地区(福島県会津若松市)	区域面積(※2)	1,604.3ha
区域設定の考え方(※3)		
①法第3条第1号関係: 活性化区域面積3,957haの内、農地面積が1,604.3haで区域内の40%を占めている。 近年、区域内においては、農業世帯の減少(平成17年度から平成22年度までに541人、16.5%の減少)は進んでいるものの、受益地は農業振興地域内であり、土地利用状況として、水稻を中心とした農業が重要な産業として位置づけられる農業従事者の重要な地域		
②法第3条第2号関係: 農家世帯の減少(平成17年度から平成22年度までに541人、16.5%の減少)及び農家戸数の減少(平成17年度から平成22年度までに51戸、6.7%の減少)、農業の高齢化傾向からみて、活性化のためには地域住民の定住化を進めることは必要不可欠な区域である。		
③法第3条第3号関係: 本計画における活性化区域は、市街地を形成している区域、市街化区域及び都市計画法の用途地域を含まない。		

【記入要領】

- ※1 区域が複数ある場合には、区域毎にそれぞれ別葉にして作成することも可能。
- ※2 「区域面積」欄には、施行規則第2条第2号の規定により、活性化計画の区域の面積を記載する。
- ※3 「区域設定の考え方」欄は、法第3条各号に規定する要件について、どのように判断したかを記載する。

4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項

(1)市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(m ²)	新たに権利を取得するもの			既に有している権利に基づくもの			土地の利用目的		備考
		登記簿	現況		権利の種類(※1)	土地所有者		権利の種類(※1)	土地所有者		農地(※2) 市民農園整備 促進法第2 条第2項第1号 イ・ロの別	市民農園施設 種別(※3)	
						氏名	住所		氏名	住所			

(2)市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)(※4)

整備計画	種別(※5)	構造(※6)	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物						
工作物						
計						

(3)開設の時期 (農林水産省令第2条第4号二)

--

【記入要領】

※1 「権利の種類」欄には、取得等する権利について「所有権」「地上権」「賃借権」「使用貸借」などについて記載する。

※2 「市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別」欄には、イまたはロを記載する。

※3 「種別」欄には市民農園施設の種別について「給水施設」「農機具収納施設」「休憩施設」などと記載する。

※4 (1)に記載した市民農園の用に供する市民農園施設のうち建築物及び工作物について種別毎に整理して記載する。

※5 「種別」には(※3)のうち、建築物及び工作物である施設の種別を記載する。

※6 「構造」については施設の構造について「木造平屋」「鉄筋コンクリート」などと記載する。

※ 市町村は、市民農園の整備に関する事業を実施しようとする農林漁業団体等より、市民農園整備促進法施行規則(平成2年農林水産省・建設省令第1号)第9条第2項各号に掲げる図面の提出を受けておくことが望ましい。

5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針(※1)		
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法(※2)		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等		
① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準(※3)		
② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準(※4)		
③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法(※5)		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項		
① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件(※6)		
② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項(※7)		

※1の「農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針」欄は、法第5条第8項第1号の規定により、農用地の集団化等への配慮等農林地所有権移転等促進事業の実施に当たっての基本的な考え方を記載する。

※2の「移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法」欄には、法第5条第8項第2号の規定により、移転の対価を算定するときの基準について記載する。

また、支払いの方法については、例えば、「口座振込」など支払い方法が明確になるよう記載する。

※3の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準」欄には、法第5条第8項第3号の規定により、存続期間を設定する基準について記載する。

※4の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準」欄には、法第5条第8項第3号の規定により、残存期間を設定する基準について記載する。

※5の「設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法」欄には、地代又は、借賃をどのように算定するのか、支払いの方法についてはどのように行うのかを記載する。

※6の「農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件」欄には、例えば、有益費の償還等権利の条件の内容を記載する。

※7の「その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項」欄には、農林地所有権移転等促進事業によって成立する当事者間の法律関係が明らかになるよう、「賃貸借」「使用貸借」「売買」等を記載する。

6 活性化計画の目標の達成状況の評価等(※1)

目標:環境活動の取組みの増加、環境学習等の活動回数の増加 計画期間 5回/年×2年間を目指す。

評価:計画最終年度に環境学習や研修等のために訪れた回数を把握したうえで、環境活動の取組みの達成状況の検証を行う。

【記入要領】

- ※1 施行規則第2条第5号の規定により、設定した活性化計画の目標の達成状況の評価について、その手法を簡潔に記載する。
なお、当該評価については、法目的の達成度合いや改善すべき点等について検証する必要があるため、法施行後7年以内に見直すこととされていることにかんがみ、行われるものである。
その他、必要な事項があれば適宜記載する。

その他留意事項

- ①都道府県又は市町村は、農林水産大臣に活性化計画を提出する場合、活性化計画の区域内の土地の現況を明らかにした図面を下記事項に従って作成し、提出すること。
 - ・設定する区域を図示し、その外縁が明確となるよう縁取りすること。(併せて、地番等による表示を記述すること)
 - ・市町村が活性化計画作成主体である場合、5,000分の1から25,000分の1程度の白図を基本とし、都道府県が活性化計画作成主体である場合等区域の広さや地域の実情に応じて、適宜調整すること。スケールバー、方位を記入すること。
 - ・目標を達成するために必要な事業について、その位置がわかるように旗上げし、事業名等を明記すること。関連事業についても旗上げし、関連事業であることがわかるように記載すること。
- ②法第6条第2項の交付金の額の限度額を算出するために必要な資料を添付しなければならないが、その詳細は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要綱(平成19年8月1日付け19企第100号農林水産事務次官依命通知)の定めるところによるものとする。

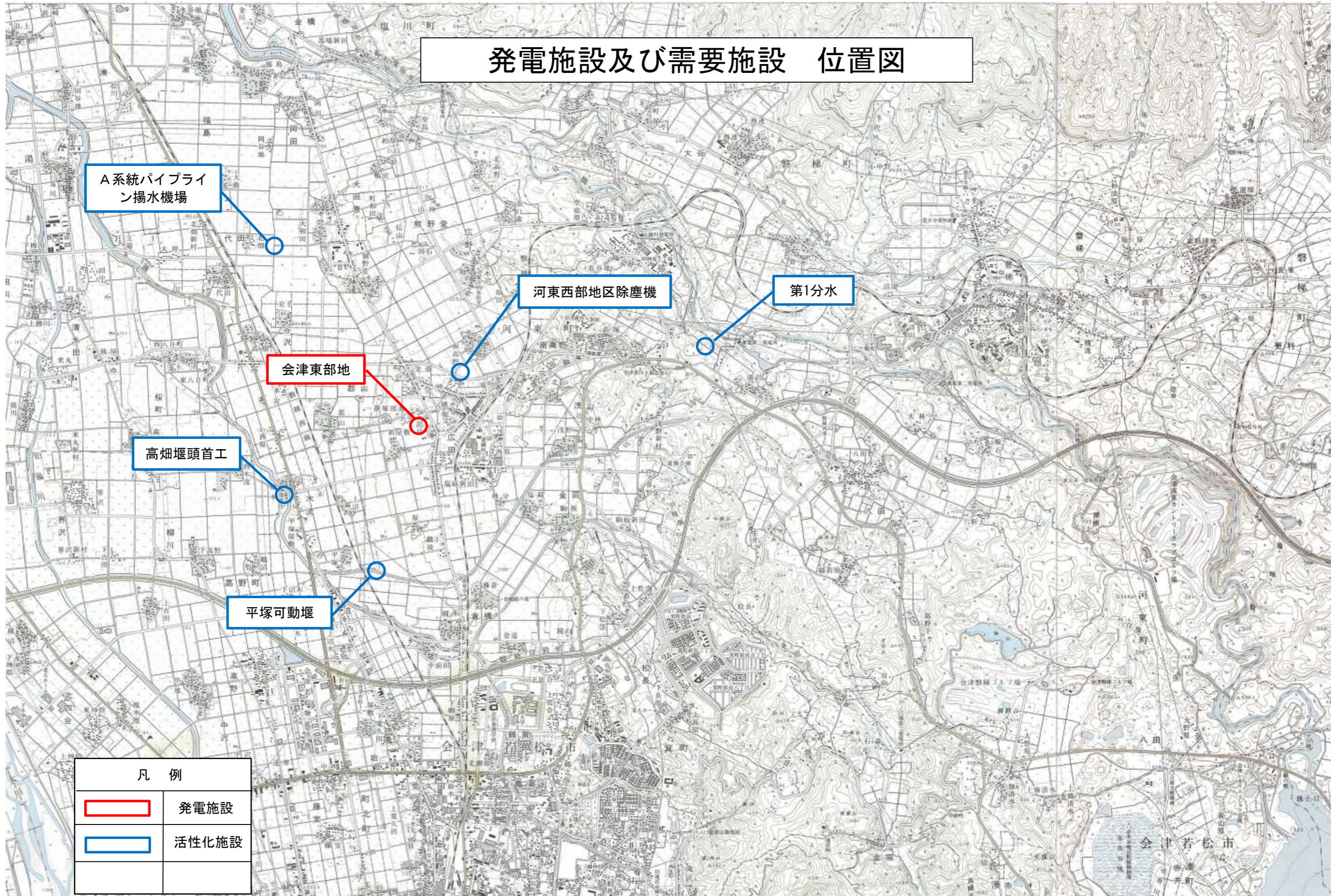
会津東部地区 活性化計画区域図



活性化計画区域

383.03km²

発電施設及び需要施設 位置図



凡 例	
	発電施設
	活性化施設